

商社九条の会・東京 第18回講演会の記録

第1部 加藤登紀子氏のトーク

平和のメッセージ

第2部 樋口陽一氏の講演

知る権利と知る義務 —「騙された者の罪」を重ねないために—

目 次

第1部 加藤登紀子さんのトーク.....	1
平和のメッセージ.....	1
講師紹介(司会).....	1
「広島・愛の川」.....	1
原発は核兵器への準備.....	3
「九条」を生かすことこそ戦争への償い.....	4
私は平和と「愛を耕す」ために歌う.....	6
第2部 樋口陽一氏 講演	
知る権利と知る義務.....	8
講師紹介(司会).....	8
初めに.....	8
憲法9条は力を持っている.....	9
戦前の日本にも民主主義的傾向はあった.....	11
戦前の先覚者たちから学ぶこと.....	12
集団的自衛—やり方も中身も違憲.....	15
「戦後レジームからの脱却」の意味するところ.....	19
横田喜三郎先生と井上ひさし氏のこと.....	21
質疑に対する応答.....	23
戦後の世界秩序を現政権は否定しようとしている.....	23
個人の尊重を否定する自民党改憲案.....	25
巻末資料.....	27
講師レジュメ	
朝日新聞1926年5月2日一面(第7回メーデー)	
朝日新聞1936年5月2日一面(戒厳令下特別議会招集)	
東大緑会・会報(1933年10月)“頑張れ!横田喜三郎”	

第1部 加藤登紀子さんのトーク

平和のメッセージ

講師紹介(司会)

加藤さんは本当に日本を代表する歌手の一人であり、それにとどまらない環境問題、平和問題ですっと社会的なメッセージも発していらっしゃって日本中の尊敬を集めている方だと思います。

今日は私たち商社九条の会が主催でございますけれども、銀行九条の会、生保九条の会、損保九条の会、出版 OB 九条の会、そして海運九条の会と、日本のビジネス界で必死になって働いてきた皆さんの協賛を頂いています。

私たち九条の会がどうしても登紀子さんをお願いしたいと、しつこいほどをお願いをして、大変お忙しい中、本当に例外ですということでビジネスを外れて、許して頂くことになりました。

本当に加藤さんに感謝したいと思います。ありがとうございました。加藤さんだけでなくこうした会場を提供された方や事務所のご担当の方にもそれぞれの協力いただきました。それでは、加藤さんに十分にメッセージを発していただきたいと思います。(拍手)

「広島・愛の川」

すごい満席で…。本当に頑張られましたね。最初はもう、私は一寸歌ってと言われて、あっ、じゃ歌う、ということになったのですが、このホールは音楽をする施設としてはつくられていないようで、その点では少々難しいところがあったようです。そういうことを経験したけれども、今日の会がこんなに盛会になって良かったです。

私はこのお話をいただいてから、なんか毎日毎日すごく、すごく、今度言わなきゃ、あの事も言わなきゃと、すごく言いたいことがいっぱい。折角だから今日はみんな語ることはできないけれど、一寸だけは私の伝えたいことを、歌うだけでなく端的にお伝えできるのではないかなと思っています。

つい最近、「はだしのゲン」の中沢啓治さんの遺された詩の曲の吹き込みをしたのです。彼は8年前にこの詩を作っておりましたけれども、一昨年の12月に亡くなって、この詩が新聞に出たことがきっかけで、30歳代の山本加津彦という若い作曲家が、この詩をぜひ私が歌える曲にということで、声をかけてくれました。レコーディングしたのですが、そのレコーディングしたのを、最後の方で時間があれば歌いたいな思っているのですけど。

その時に10巻全部「はだしのゲン」を読みまして、本当にこの作品はすごいなと思いました。

ただ単に原爆の恐ろしさとかその熱さを描いているだけじゃなくて、本当にここでは生き抜いていく母親とその娘や息子たち、この現実という、毎日何が起こったってその日ご飯食べなくちゃいけないという現実を事細かに描いていて、常に未来に向かって生きようとする生命力が描かれていて、ますます好きになりました。

そして 10巻を彼は完成しているのですが、奥さんに聞きましたら、実は3巻しかこの最初の漫画雑誌では連載してくれなくて。その後、10巻までどうしても完成させる為に、いろんな、いわゆる漫画雑誌ではないところに掲載をたのむなど苦しい経験があったらしいのです。その意味でも10巻全部読みますと、昭和28年位までの出来事が描かれていて、戦争が終わった後の、もちろん原爆からのことがたくさん書かれていますけれど、それからさらに朝鮮戦争が始まり、徐々に徐々に日本は戦争を忘れていこうとしている、そういう歴史の中での彼らの苦しみ、そして徐々に徐々に彼らの中に病気の被害が出て来るという、この無残な関係というのが描かれていて、とても大事な歴史書だなと思いました。

同時に私がこれを歌おうかという時期には、図書館の子どもたち、この無残な時代のことを子どもたちに知らせたくないという一部の人が図書館からこれを撤去するということをやりはじめたということがおきました。幸いあちこちで反論が続いて、もう一度図書館にその本を戻すということも出てきているようではありますが、逆にそういう表に見えていることとは別に、こっそり消えて行っているという話も聞いています。

それで私はこれをレコーディングしました時に、歌を歌うだけではなくて、その第一巻のところに原爆がどういう経緯で落とされるに至ったかということに対して本当に細かく描いていたということに着目して、それを朗読の形でこの「広島 愛の川」のメロディーに乗せているのですけれど、その語りを、まず聞いていただこうと思います。

一「広島愛の川」語りバージョン(『はだしのゲン』より)一

昭和20年7月16日午前5時半、人類にとっておそろべき核兵器の時代が始まった。グレープフルーツ大のプルトニウムの塊、普通爆弾2万トン分がバァンと一度に爆発させただけの破壊力を持ち、太陽のような火の玉が3000メートルまで立ち登った。100フィートの鉄塔は跡形もなく吹き飛ばす、予想以上の破壊力に関係者達は喜んだ。

同じ1945年7月26日、日本の終戦、戦争終結についての米英中三国のポツダム宣言が発表された。日本の戦闘中止と無条件降伏を要求し、まだ抵抗を続けるならば日本軍の全滅と国土の破壊を招くことになることと警告したのだ。日本の戦争指導者は、最後の一人まで戦争を続けると、ポツダム宣言を片付けた。

ついにアメリカは原爆投下計画を実行に移す命令を下した。すでに第509混成航空隊という名の原爆部隊が秘密の内に作られ、日本の空襲にも参加して、原爆投下の訓練を続けていた。その編隊の一機長の母親の名を付けたエノラゲイ号にノッポのあだ名の付けられた原子爆弾

が積み込まれ、午前1時35分、3機の気象観測隊が第一次攻撃目標の広島市を、広島市を目指して飛び立った。

午前2時45分エノラゲイ号はテニヤンの原爆基地を飛び立ち、その後に二機の観測機が続いた。原爆投下時間、8月6日午前9時15分、日本時間8時15分、決行された。43秒後、広島上空1800フィートで何万個の写真のフラッシュをたいたような高熱の白い光を発して原子爆弾は爆発した。爆弾の熱線は屋外にいたすべての人の皮膚を焦がし、黒い服を着ていた人を輻射熱でやけどをさせた。原爆は広島市の街を破壊しただけではなかった。爆発と一緒に、広島市のいたるところに放射能をまき散らしていたのだ。何も知らない健康な人々の体内に食い込んで、細胞の破壊を続ける原爆の第二の恐怖、原爆症がもう始まっていた。

ゲンは出来ることなら世界中の国々にきれいな虹の橋を架け、そして国境もなく、戦争のない平和な世界が作られたら。いつまでもいつまでも、虹を見つめていた。(大きな拍手)

この語りをやりましたのは、原爆というとやはり、広島、長崎で2回の被ばくをした国として、被害国であると自認する日本ですけれども、そのきっかけは何かといえ、それは日本の戦争なんです。日本の戦争がもしかしてもっと早く終わっていけば、原爆は落とされずに済んだかもしれない、そう思うと本当に悔しいですね。

7月16日にやっとアメリカが原爆の実験に成功して、そして拍手をもってそれを歓迎し、ああ良かった、この破壊力は使えるねとそういう風になっていった様がありありとした時系列で書かれています。是非、もう一回、そこから私達は思い起こして行かなくちゃいけないというふうに思って朗読することにしたのです。

原発は核兵器への準備

日本、いまやもちろん原発の問題が大きく、私たちの考えでどうやったらこれを全世界に広げることなく、そして日本の54基を廃炉の方向に向けていく為に何をしなくちゃならないのか、もともとその原発というものが、どこから来たかということも又、その時系列で確認しておく必要があるかと思えます。

1960年安保の時、樺美智子さんが亡くなったその年に、私は高校2年だったんですけど。高校2年・高校3年と原水爆禁止世界大会に高校生の代表を出そうというのでごく張り切って、そして数回にわたって、お茶の水駅頭に立ってカンパをしたという、それが私の色んな意味で社会活動の出発点です。そこでいろいろ考えてみると、その反核運動の中心だったグループさえもがなんとなく「平和利用」ならばと、原発というマジックにのせられて来た歴史があります。

どうしてその「平和利用」という話が前面に出て来たかということを見ますと、中曽根さんにターゲットを当てると全部分かります。中曽根さんの軌跡を調べれば全部分かるんです。

1947年から戦後すぐ議員になるのですが、その直後から、何度もアメリカに行ってるんで

すけど。

1954年にビキニで初めての水爆実験が行われ、第五福竜丸が被爆したのが54年3月1日。そのことが報道され、大騒動になるのはもう少し後、数日後になるのですが、中曽根さんが動いたのはこの次の日です。3月2日ビキニで第五福竜丸が被爆した次の日、中曽根さんは原子炉を作るための予算を国会に要求するんです。その時の予算額、2億3千5百万円。いくらでも良かったのですが、ウラン235に因んで2億3千5百万円を提案し、そして2日後には通過しています、あっさりと。

アメリカはこのビキニで世界中が大騒ぎになるかもしれない、直前に手を打ったということです。こんなに凄いことになるとは思わなかったという説もありますけれども、当然日本国内で反核運動は盛り上がりました。それをうまくかわすために、「平和利用」ということによって反核運動を早く抑えないといけない。本当に、この速やかさにはびっくりしてしまう。日本は原爆広島の実験があるから直接原爆を持つといったことは謳えない。でも原子炉さえあればいつでも原爆が作れる。だから「平和利用」という形でうまく、日本も、まァ憲法九条もあるし、軍隊を持たないぞという建前はある、でも何とかして着々と準備をする道を付けようというのが狙いだったのです。

そして、今日こちらにいらしている方はそういうことはもう良くご存知の方ばかりだと思いますけど、今、原子力発電によって日本が手にしたプルトニウムの量は広島原爆130万個分です。そして今六ヶ所村の再処理工場は、工事が中途になってます、事故ったままになってますけれども、そこに続々とプルトニウムが、それからイギリスに預けてあった使用済核燃料の再処理されたガラス固化体になった高度の汚染物質がどんどん運び込まれています。更に、ウランを、もう再稼働を見越してどんどん輸入を始めているんです。あ〜日本という国は恐ろしい国だね。

今までは日本は一寸のんびりした国の部分もあって、アメリカは恐ろしい国だねと思っていましたけれども、改めて日本という国は恐ろしいなあと。そのバックに常にアメリカがいたりするっていうことは悔しいんですけども。

「九条」を生かすことこそ戦争への償い

今日はこの商社・銀行などいろんな意味でビジネスをなさっている方たちが九条の会を、と聞いて、やっぱりお伝えしたいなと思ったことは、私は UNEP、国連環境計画の仕事でこの2000年から10年、2011年までいろんな国を廻らして頂いて、たくさんのODAの活動、それから地域、いろんな世界中のいろんな日本の活動を見てきました。

さらにもう少し前に戻ると1981年に私は初めて中国、中国が開放政策に向かった頃の中国が東北部に日本人をもうそろそろ入れても良いということになって、ハルビン音楽祭といって私の生まれ故郷に音楽家として迎えられたことがありました。その時、よく本当に私に声をかけてくれました、と思って本当にうれしくて、ハルピンコンサートを準備したのですけれども、その時

に、条件を聞いて一寸だけびっくりしたのは、渡航費の全て、それからその時はミュージシャン・スタッフおよそ20数人のチームを組んでいたのですけれども、その人達に対する報酬も含めて全てが私の方の負担ということになりました。

私はそういう風に海外に行くというのはあまりしていなかったのですが、実は、当時の三菱商事の相談役だった田実渉さんに相談に行ったことがありました。そしたらその時に彼がおっしゃったのは、日本は中国に対しては償いをしなければいけませんから、今のところ日本と中国における商談の全ては、そのリスクを含め掛る費用、それは日本が負担するという事が当たり前になっています。だから、それは登紀子さん、あなたに法外な条件を出したのではなくて、今の日本と中国との関係では日本はそのくらいの事をしなきゃいけないのですよね、って。だから、是非、頑張っってそのお金を準備して、そしてこれからの中国と日本の関係の為に頑張っってください、と彼に言われて。そして私は精一杯、もう機材も含めてスタッフもミュージシャンも8人の編成で、最大私ができる限りの事をやりました。

その頃中国でも新しく外国からそういう人を迎えるということだったので、今から思うと、とても大切に迎えられたと感謝しています。宿舎は彼らが用意をしてくれて、本当においしい物を一生懸命食べさせてくれて、そして色々な音楽家たちが集まって私の音楽を聞いてくれました。それはそれは、心が胸がいっぱいになって。空港に迎えてくれた人は、お帰りなさい、あなたは生まれ故郷に帰って来たんですね。私たちと同胞だから思う存分、この街を堪能してください、とって迎えられたんです。今でも忘れることができません。

田実渉さんがおっしゃったように、その後ODAの支援を含め環境問題で、中国で1人、たったひとりで山奥に入って、色々な貧しい集落に入って、トイレを設置したり、バイオ燃料が使えるように設備をしたり、海外協力隊の人を含めて頑張った人たちに逢いました。

本当に日本の人はすごいなと思いつながら、私は 地球の隅々まで単身でもそこに入ってその国の為に働く日本人がいるって事を見てきました。ですから、日本は戦争の後、償いをしていないじゃないか、単に謝っただけで、何も無いじゃないか、本気で戦争責任が追及されていないじゃないか、という声が高まる中で、本当に悔しいなって。今までそういう戦後70年の間に色々な民間人も含めて、やっぱり誠心誠意平和な日本として、憲法九条を掲げている国のプライドを持ってやってきた、その行いが無になるのではないかと、とても不安なんです。

最近朝日新聞に出ましたが、ドイツの場合って過去を克服する為に「記憶・責任・未来財団」を作った。これはヨーロッパの中で経済的にドイツが大変な負荷を戦争中に与えた、色々な人に。強制労働をさせたりした。そのすべてのヨーロッパの各国と良い関係を持つ事がこれからのドイツにとって不可欠だ、早くそれを形にしなくちゃいけないということで、あらゆる企業の人がこの為にお金を出したと言います。強制労働をしたポーランドの人やチェコの人に賠償して、尚且つお金が余った。その余ったお金はこれからの未来に、その為に使われていくと。

それに比べると、日本は本当に地味な形では、世界中で頑張ってきたと思いますし、幸い70年平和だったわけで、この平和は大変ありがたく、そしてその得たものは大きかったと思います。だから、その結果が今になって無になるような国に、なぜ逆戻りすることが出来るのですか。本当に憲法九条が変えられるということは、こんなに損失の大きいことはないと思います。

ビジネスの為に原発も必要だという人がいます。それで本当によいのか。ビジネスの為に、じゃ憲法九条はいらぬのか。本当に、ビジネスをする側の人たちこそが、今声をあげるべきだと思います。是非皆さん頑張ってください。

私は自分の記憶で、戦争の終る1年8か月近く前に生まれたけど、60年安保の時に16歳の私は戦争は覚えていなかったから、戦争という時代が遠くに行っていた気がしましたけれど。それから50年近く経って、なんか時代がその匂いがするからではなくて、私自身の人生の中で、日本が崩壊するかもしれないと、あるいは崩壊した時に生まれたばかりだった私がいたんだということに対して、ものすごく大きな思いを感じるようになりました。

だから私の母も、あなたは本当に運の良い子供よ、って。戦争末期で、父はすぐに戦地に行つていつ死ぬかわからないという時に生まれた子供は運の良い子供だって言った母に、私は心から感謝しています。だって、生き延びたわけですから。運が良かったのですけれども。あなたは本当にみんなに祝福されて、そして12月27日という時に幸い正月の特配があった日で食べるものが少し豊富だった。何か、かんかあって、戦争が終わった時も、幸い1歳8か月だったから、本当にあなたはもう1年早かったら生きていないでしょうねって。いろんなギリギリのところでは私は生き延びたんですけども、子供を生きさせるということは、それだけで未来なんです。

だって戦争が終わって国が無くたって、生まれてくる子供がなくて、次に生きていく時代があれば、未来がつづく。必ず生きていく人たちがいて次の時代に伝える。これからも少子化と言われてはいますが、私たちは堂々と私たちの立ち位置で、この未来を生きていけるような、しこしここと、それは国の力や経済の規模が下がったって、人口が少なくなったって、収入が少なくなったって、それよりもこれから生まれてくる未来たちが、ちゃんと生きていける、そういう日本を大切に、大切に作っていきたいと思います。

私は平和と「愛を耕す」ために歌う

今年は7月12日に私はコンサートをするんですけども、「愛を耕すものたちよ」というタイトルを付けました。というのは今年の始まりに、私は、何か所か若い人たちが田舎に入って新しい時代を作ろうとして頑張っている人たちに会いに行ったんです。千葉県の大網川に30年前に夫が農場を作って、そこに今私の娘たち二人は移住して、二番目の娘は歌手ですけれども、夫の方は百姓を目指して、全農百姓です、それを目指して頑張っています。そういう新しい生き方をして、そこで家族を営もうとしている若い人達は希望に燃えています。もう本当に彼らは何となく悲惨な気持ちで農業をやっているのではなくて、ここから向こうには希望がいっぱいだから、田舎に行ったら、ここは本当に豊かさの宝庫だから、夢に燃えている。この動きは、昔60年

代のヒッピーという動きがありましたけれども、ヒッピーというのでもない。あの人たちは愛を耕している、愛を一所懸命耕しているんだわ、と思ってこのタイトルを付けました。そして歌も作ったんですね。

7月12日のコンサートでは、私は歌手として49年、いろんな国でめぐり合った歌、この歴史の中で産み落とされてきた韓国の「鳳仙花」、それからベトナムで歌われた「美しい昔」、それから南米で革命の中で歌われてきた歌、沖縄の歌、中国の歌、いろんなそういう人々には愛を耕す力があるという事を証明してくれた、その歌たちを歌いたいなと思っています。エディット・ピアフが歌った「愛の讃歌」の中にも逞しいような生きるエネルギーが込められていると思う。百万本のバラにもそれがあると思います。そんな意味でのコンサートを是非したいと思っています。

今日はもう歌はたくさん聞いては頂けませんけれども、是非コンサートの方に足を向けて下さい。今日は新曲でまだまだ世の中に出ていないものなので、最後に、中沢啓治さんの遺された詩を歌にした曲を歌いたいと思います。本邦初公開です。

— ♪♪♪ 広島 「愛の川」 ♪♪♪ —

(大きな拍手)

中沢啓治さんの遺された詩 広島 「愛の川」

愛を浮かべて川流れ
水の都の広島で
語ろうよ川に向かつて
怒り、悲しみ、優しさを
ああ、川は広島
世界の海へ流れゆく

愛を育てた太田川
手取り駆けった川堤
伝えよう川に向かつて
怒り、悲しみ、優しさを
ああ、川は広島
世界の海へ流れゆく

愛するわが子に類ずりし
姿川面に写す日々
誓おうよ川に向かつて
怒り、悲しみ、優しさを
ああ、川は広島
世界の海へ流れゆく

第2部 樋口陽一氏 講演

知る権利と知る義務

—「騙された者の罪」を重ねないために—

講師紹介(司会)

先生は今、加藤登紀子さんのトークと歌を、この会場の中でずっと聴いてくださいました。先生は、もう改めてご案内するまでもないと思いますので、手短に申し上げますけれども、日本と言うよりも世界の憲法学の第一人者でございます。

本日はそういう方が、我々のためにお越しく下さいました。先生は、何年か前に私どもの学習会の場で一度お話をお聴きしたことがあるんですが、本日は「知る権利と知る義務、騙された者の罪を重ねないために」と言うことで、これからご講演をいただきます。

ご講演の後、暫く休憩時間がございますので、その中で皆さまの方からご質問等があれば、封筒の中に質問票が入っておりますので記入していただきたいと思います。

それでは樋口先生、どうぞ壇上の方をお願いしたいと思います。

初めに

皆さんこんにちは。加藤登紀子さんのお力があるだけでこれだけ沢山の皆さんにお会いできて大変嬉しく思っております。今日のお話の中味は、とても嬉しがっておられるようなことではありませんけれどもね。それにしても、伺いますと18回目ということで、その間、持続した問題への取り組みをしてこられたことに対し、本当に敬意の言葉をもってご挨拶申し上げます。

今日のタイトルは先ほど紹介していただいた通りなのですが、去年の暮から、現在、この春にかけて、いわゆる秘密保護法の問題が、私たちに突き付けられています。今日お集まりの皆さんにあらためて秘密保護法の内容に即した説明は、ここではお話ししません。この法律に関連して知る権利と言うことが大いに議論されましたが、知る権利についても、お話ししません。敢て「知る権利と知る義務」と題をつけました。

私たちが次の世代に少しでもいい、或いは少しでも少なく悪い世の中にして、次の世代に日本と世界、日本だけじゃありません、すべての国を含めてのことですけれども、渡していかなくちやいけない、そのための義務と言う意味です。

ですから、法律的な意味での義務と言うことではありません。人間としての義務です、と言うことでお聴きいただきたい次第です。

副題には「騙された者の罪を重ねないために」としておきました。

と言うのは、私たちは何度も騙されております。尤も、私たちだけではありません。世の中を支配する人々は、支配する相手を騙すことなしには、自分の力を維持できないのです。敢えて、私がこの問題を最初に申し上げますのは、騙される者の罪と言う問題を、敗戦直後の1945年の12月に、非常に明快な仕方を書き残した人がいます。その人は翌年46年に亡くなっちゃうんですが、それが46年にある雑誌に公表されました、映画の雑誌です。

筆者は有名な、まあここに今日おられる皆さん方のご年配だと思っておりますが、戦争中の映画で「無法松の一生」という名画を私たちに残してくれた映画作家、伊丹万作という人が残した言葉です。短くピックアップしてご紹介しましょう。

「騙す者と騙される者とが揃わなければ戦争は起こらない。騙された者の罪は、あんなにも造作なく騙されるほど批判力を失い、思考力を失い、信念を失い、家畜的な盲従に自己の一切を委ねるようになってしまった、国民全体の文化的無気力、無自覚、無反省、無責任などが悪の本体なのだ。騙されていたと言って平気でいられる国民なら」—というのですね、実は前提があって、極めて高名な国民的作家の良識派のある方が敗戦後、私は騙されていた、軍部やメディアに騙されていたと言った。これは正直な一言でしょう。その人は平気でいたのかどうかは別として、伊丹万作は続けます—「騙されていたと言って平気でいられる国民なら、恐らく今後も何度でも騙されるだろう。いや、現在でも別の嘘によって騙され始めているに違いない」。日本は戦後の処理というものを、70年経ってもきちんとし終えていない中で、1945年に書き残した彼の指摘は非常に重たいものがあります。

憲法9条は力を持っている

さて、本題に入りたいのですけれども、何か項目だけでもいいからレジュメを出してくれ、と言う注文がありましたので、ご覧のようなものをお書きしたというような次第です（巻末参考資料1参照）。とても夫々皆さんに十分に納得いただけるようお話する時間はありませんので、前後を省きながらお話を進めて参ります。

騙されるものの罪を重ねてはいけないと言うので、この第一項目にも、第二項目にも「見定める」とか「見極める」と言う言葉を使っています。戦前と、戦後の意味そのものをきちんと見定めるということです。現在70年間の戦後、これが憲法に支えられ、憲法を支えてきたという、これを特にこの種の会を重ねられてきた方々に、改めてお話する必要はありませんでしょうが、一言だけ言うておきますと、よく私たち今の日本の在り様を批判的に問題にする側が、憲法は形骸化されてきた、けしからんと言うことを言っています。私も必ずしも言葉遣いは別として、そういう立場から色んな事を書いてきました。しかし、「もっぱら憲法が形骸化されてきた」という見方は事実と反します。そのことを、今私たちは、はっきりと、それこそ見定めておく必要があるでしょう。

だからこそブッシュ政権がイラクに攻め入った時に、あの小泉さんですら、自衛隊は戦争をしに行くんじゃないんですと言うことをあれだけ弁明せざるを得なかった。実際には、後方支援というのは戦争に加担しているのですが、しかし少なくとも最前線に出て殺し合うという場所には行かせないだけの規範としての力を、憲法9条は持っていた。

あの時に、他の国はどうだったか、ドイツとフランスは反対しました。ドイツもフランスも憲法9条に似たのはあるんですね。似たのはあるんだけど、日本の憲法9条ほどはつきりしたものは、ドイツもフランスも持っていません。似たものがあるんですよ、と言うことは是非頭に入れておいて頂きたいのですが、9条と同じものはありません。彼等は、別に憲法が障害になっているからではなくて、この戦争はやるべき戦争でないから我が国は出られない、と言ったのです。

従って、特にフランスはそのためにアメリカに凄く憎まれた。政権だけじゃなくて、アメリカの善良な市民たちにも凄く憎まれた。フレンチポテトというアメリカ人が大好きなモノ、フレンチは全部駄目だというので、「なんとかポテト」(注：フリーダムポテト)に名前を変えたのですね。それからフランスのワインも飲まない。そういう猛烈な反発を敢えて引き受けながらも、あの時の外務大臣ドミニク・ドビルバンという人が安保理で大演説をして、スタンディングオベーションを受けた。結局彼らは、憲法があるから勘弁してくれと言うんじゃないで、ブッシュに対してあなたのやろうとすることが間違っているから自分たちは加わらない、と言ったのです。

他方では、アスナール首相のスペイン、今日、昨日のテレビにスキャンダル話題で出ているベルルスコーニ首相のイタリア、それからイギリスもですね、これは戦争に参加した。

日本は仮に憲法9条がなかったとして、フランスやドイツのようにあなたのやろうとしている戦争は間違っていると言うことができたであろうか。悲しいことですがけれども、私たちはそういう政権を選挙でまだ創っていません。それは私たちの責任です。それは悲しいことですがけれども事実です。かろうじて憲法9条があったからこそ、少なくともおおびらに、戦闘には日本の自衛隊は参加しないということを小泉さんも言わざるを得なかった。

ここで一つ大切なことを思い出していただきたい。もちろん紙に書かれた9条の文字だけでは無力です。自衛隊の行動、狭い意味での行動だけではなくて、自衛隊に対する批判、或いは安保条約の米軍基地に対する批判的な運動、或いはもっといろんな世の中全般についての自由な言論というものが支えになってきたからこそ、9条が権力に対する抑止力となったのです。

とかく軍事事項と言うのは、どこの国でもそうです、一番秘密事項です。それに対して批判というものは抑圧されます。どんな自由な国でも、一旦戦争が起こっちゃうと、みんなが一旦は賛成する。アメリカのベトナム戦争、フランスのアルジェリア戦争がそうです。

戦前の日本にも民主主義的傾向はあった

そこで次にさっそく戦前にいきます。戦前のことを申し上げるために、先ず、ポツダム宣言の文言を思い出してください。ポツダム宣言の中の項目です。要求事項として、「日本国民の間における民主主義的傾向の、**復活強化**に対する障害を除去すること」を求めた宣言第10条です。

アメリカは、戦争が始まるとすぐ日本研究を進めていくんです。日本と逆ですね。日本は戦争が始まったら、英語教育はしてはいけないということでしょう。日本は始めから、アメリカ合衆国を占領するつもりはなかった。いくら誇大妄想であっても、そうは思っていなかったのです。アメリカは既にパールハーバーの前後から、日本研究を進めていて、その中から優れた日本学者、例えば最近日本国籍をお取りになったドナルド・キーンさんのような人が現れる。

そういう蓄積を既に持っていたポツダム宣言の起草者たちからすると、日本にも民主主義はあったのだと認識していたのです。そのこと一つだけをとっても、日本国憲法は、民主主義となんにも関係のない日本に押し付けられたという見方が、如何に自分の国の歴史を侮っていることになるかお判りでしょう。戦争相手のアメリカですら認めていたように、戦前の日本に民主主義的傾向があったと言う、そのことを一つお話したい。

それはまず大正デモクラシーです。今日のみなさんのチラシの中に入っている井上ひさしの「兄おとうと」という芝居。兄の方は吉野作造という、**民主主義**という言葉は通用してなかったものですから、**民本主義**という、民の本と書きます。民本主義と云う言葉で大正デモクラシーの思想・理論を打ち立てたひとです。吉野作造は井上ひさしと私にとっては東北の同郷で、中学は仙台の仙台一中の先輩なんです。開校と同時に入学した第1回生ですね。それはどうでもいいんですが、これが大正デモクラシーです。一時期は立憲政友会と立憲民政党という二大政党の間で、政権交替が行われるようになります。

私たちは国民民主権の下で初めて、つい数年前に政権交替を経験し且つ失敗しましたが、既に大日本帝国憲法の下で、議会制度の枠組みの中での政権交替を経験しているのです。

それだけではありません、院外の言論、思想、大衆運動の領域でもそうです。そのためにみなさんに今日配っていただいた中に、新聞のコピーがあります（参考資料2）。1926年、正に大正デモクラシーが台頭した大正と昭和との境目ですね。これは、私ども研究者の5月3日の集まりで配ったものですが、「晴れ渡る大空の下に堂々たる示威行列、今日第7回の労働祭」という一面トップの大見出しです。5月2日の新聞ですから5月1日のメーデーの記事です。「聞け万国の労働者の歌声高く、芝から上野へ続いた大衆1万」と、今どれだけ人が集まっているのか私は知りません。しかし、こういう時代があったのです、戦前に。

それだけではありません。思想の面でも、**マルクス・エンゲルス全集**、**経済学的全集**で

すね。今の若い人たちには、マルクスというのはどういう人かと説明しなければいけない。マルクスと彼を援けて常に労働運動を指導していたエンゲルス、そのマルクス・エンゲルス全集、当時俗にマル・エン全集と呼ばれていたもののほぼ全訳が、出版されます。しかも改造社版全27巻（＝本巻30冊、別巻1冊）がベストセラーになる、検閲で伏字が一杯ですが、そういう時代があったんです。

そういう動きを背景にして、ある時期の衆議院には、いわゆるプロレタリア政党、無産者のいくつかの政党が30いくつかの議席を持っている。現在の社会民主党と共産党を併せた議員の3倍ぐらいの議席を、そういう人たちに与えていた。こういうことが戦前に既にあったことを、今の若い政治家たちは知らない。もともと民主主義は日本に合わない、それを敗戦によって、いやいや押し付けられたのだから日本国憲法は現状に合わない、そういうことを本気でそういう人たちは言っているようですね。当時の国の歴史に対する侮辱を平気でやっている。それこそ自虐的な自国観ではないでしょうか。これが1926年。

ところがちょうどその10年後の、同じ5月2日の新聞の報道です（参考資料3）。見出しは「戒厳令下、特別議会召集」。写真は、腕章を着けた憲兵が抜身の刀を捧げて、議事堂の前で頑張ってますね。なぜ戒厳令なのかと言うと、まさにその年の2月26日に、皆さんご承知の2.26事件、ご説明するまでもありませんね。それで、日本のせっかく築き上げられかかって来た議会政治というものに、とどめが刺された。

院外の言論、思想、運動、と言っても今ほど自由じゃないですよ。大きな枠組みの中で、ですけれども。にも拘らずインター、「聴け、万国の労働者」を歌って1万人の人がメーデーをする、そういう時代に、とどめを刺される、それが2.26です。これが1936年、私が生まれた次の次の年ですね。なぜそんなことになってしまったのか、まあそのことだけでお話しすれば到底1時間では足りません。

戦前の先覚者たちから学ぶこと

このことだけは紹介しておきましょう。中江兆民と言う人がいますね、明治時代に。この人は自ら東洋のジャン・ジャック・ルソーと称していた方です。確かに、今私たちが読み返しても驚くほど正確にルソーを理解して、翻訳も逐語訳じゃありません。ルソーの思想をかい摘まんで自分の言葉で日本語にした本です。日本語と言っても、古いんですよ、漢文調の。

その中江兆民が、帝国憲法が發布される前の前の年かな、「三酔人経綸問答」という、今、岩波文庫に入っております。3人の一杯機嫌の酔人ですね、経綸、天下国家を論ずるといふ、そういう仕立てになっている。読んでも面白い本なんですけど、これは3人いるんです。3人いて、夫々に兆民自身の考え方を少しずつ反映させているんですが、それが少しじゃなくて、もっぱら兆民のいわば分身と言ってもいいのが一番年上の南海先生、南の海の先生と言う。この人が結局議論の中で総括的なことを言うのです。

この時期は、日本国中燃え盛った自由民権運動というものが、徹底的な官憲の弾圧と、

それから運動内部の分裂ですね、それによって抑え込まれちゃって明治政権がいわば上からの憲法として大日本帝国憲法の準備をしていた、やがて公表されるだろうと、兆民にとっては予想がつくわけですね。

それで、自由民権運動が唱えたような、本来のあるべき憲法ではなさそうだということを前提にして、こういう趣旨のことを言っています、「近々できるであろう憲法は、国民の権利・自由の分量は少なくとも、とにかくそれは書き込まれるだろう。そうであればそれを手掛かりにして立派なものに、下からの力で作り上げる憲法に近いようなものを獲得することができるはずだ」という風にビジョンを示しています。これは確かに先見の明でした。だからこそ大正デモクラシーというものに一步一步近づいていくことができたわけですね。そういう先見の明、しかし同時に先見の明は、たまさかなものに終わっちゃったわけでしょう。これは皆さんにご説明申し上げるまでもないでしょう。2.26の新聞の見出しをお読みになっただけで、歴史の流れを振り返ることができるでしょう。

何故なのか。目に見えることで言えば、せつかく政権交替までやる力をつけてきた議会の担い手たちが、ご多分に漏れず金権腐敗ですね、そうして党利党略に流れてしまった。

私どもの憲法学の戦前のスタンダードを作った美濃部達吉という高名な学者ですが、彼の天皇機関説、これは吉野作造の、先ほど話しました民本主義にいわば対応している。

憲法自身は天皇が統治権を総攬する、と書いてある。それをどういう風に解釈でもって議会政治の正しい方向に持っていけるか。美濃部学説は、統治権そのものは、国家という法人に属するんだ、統治権そのものがイコール天皇じゃないんだと。統治権は大日本帝国という国家と言う法人に属する。法人が動くためには「機関」が要る、というふうに議論を組み立てます。

皆さん長年お勤めになった企業、昔風の言い方をすれば何々株式会社という法人、商法上の法人がある、その機関として取締役会だとかそういうものがあつたわけですね。今、いろいろ名前が変わって私はフォローしておりませんが、会社の中の機関はカタカナなっているようです。ともかくこれが法人の機関になるわけですね。

美濃部学説というのは、統治権は法人としての国家にあると、だからその法人にはいろんな機関が要る。美濃部は、専門家の学会ではないところで憲法の講義をした。それは記録に残っておりますけれども、その説明では、上は天皇より下は交番の巡査に到るまで、これ国家の機関なり、と言う風に説明しています。もちろん美濃部にとっては交番のお巡りさんをどうするかが直接のテーマではなくて、天皇に対する機関として、問題なのは帝国議会だと、国民が選挙で選んでいる帝国議会という機関ですね。こういう風な積み重ねがありながら、これが1936年の2.26事件にまで逆行してしまう。

実は2.26の前年1935年には、今言ったような美濃部の学説は、逆賊の説だということで禁止になります。同時に美濃部は、不敬罪で告発を受け、結局「出版法違反だが起訴猶予」になりますけれども、そういうことがあつて帝国議会の貴族院議員の職を退かざるを

得なくなる。美濃部が貴族院の議員であったということは、その直前まで、まさに美濃部の考え方によって大日本帝国という国家、そういう法人が動いていたから、その学説の著者が貴族院議員であり得たわけです。それが一挙に逆転する。そして、とどめがこの36年です。何故なのか。

中江兆民が、“分量は少なくとも”、と言っているのが、私にとってはキーワードにも思えるんですね。ただ分量の話ではなくて「質」の問題だったのではないかと。一番肝心なのは、私たち一人ひとりの個人の生き方を支えるような権利かどうか、ということが致命的な違いなんです。実は文明開化のはじめの頃から、その「個人」が問題なんだということは、私たちの先輩たちがはっきりと認識していたのですよ。

例えば、憲法と民法の両方の書物を出している学者です。小野梓という人です。彼は30代で亡くなっちゃうんですけれども、文明開化の時代の始まりに、政府から派遣されて欧米で何年も研鑽をし、帰ってきて政府筋の高級官僚に一旦なるんですけれども、自由民権運動が抑圧される中で、野に下る。それで大隈重信と共に早稲田大学の教職に就いた人です。30幾つで残念ながら亡くなっちゃうんですけれども、この人の議論は非常にはっきりしています。

これからは文明開化の時代、我々が創っていく社会というのは、家族を単位にした社会では駄目だと言うんです、明治の始めの話ですよ。家族の単位では駄目だと。自主独立の良民、良き民、一人ひとりが自分の考えを持ち、それに沿って行動するような、もちろんその通りと言うわけにはいかないです。いろいろな制約の中で、ではありますけれども、基本的には自分自身の考え方でもって自分を律するような、それを、彼は良民、良き民と言うのですね。

その後、皆さん恐らくご存知だろうと思いますが、例えば夏目漱石が今から丁度100年ぐらい前ですね、当時の学習院のエリートたちを相手に、「私の個人主義」という講演をしています。これは岩波文庫に入っております。

個人が問題なんです。正に皆さんの「九条の会」というのはそういう会でしょう。何かどっかに塊があって、塊と塊が結びつくというんじゃなくて、一人ひとりの個人から始まって小さな塊を造る。それが隣の塊と、ある時に一緒にやり、ある時には一緒にやらないという、まさに九条の会がそうであろうと、私は思います。

と言う風に戦前の日本は、全て真っ暗だったんじゃない、ということですね。そもそも明治憲法自身です。明治憲法の本文以外の前置きの部分は、確かに神がかりな文章です。明治天皇が憲法を創って、天照大神以下の皇祖皇宗に報告するといことですから。しかし第一条以下の条文でそのまま当時の横文字に翻訳できないような概念は一つもありません。で、そういう議論はあったんですよ、第一条は大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す、ですね。「統治する」と言うのが西洋語だから駄目だと言う議論がやっぱりあったんですよ。「シラス」と言う言葉です。支配者が自分の所有物として支配する「ウシハク」に対して、

「シラス」は公事としての統治を指すのです。

しかし憲法を造るからには、西洋スタンダードに合わせた用語を日本も受け入れるという腹を決めなくちゃいけなかった。それは、伊藤博文がそうです。第一に君権を制限し、第二に臣民の権利を保護するのが憲法の存在理由だと伊藤博文ははっきりと言い切っていますから。

天皇は神聖にして侵すべからずという条文も、あれはフランス革命直後の最初の国民主権の下で、王様をまだ残していた1791年憲法の文言そのものなのです。国王は神聖不可侵だと、これはヨーロッパの当時の文言として、君主はその作為・不作為につき法的責任を問われないという、決まり文句なんです。法的な決まり文句なのです。

イギリスで国王ないし女王は悪をなしえずという格言があります。これは王様は偉いから絶対悪いことはしないんだという意味でもなければ、王様がやったことはどんなに悪いことでも悪いことにはならないという意味でもない。そういう意味ではなくて君主の免責ということなのです。そのかわりに内閣が議会に対して責任を負うのです。

ですから今の改憲論者の人々は戦後の日本の良さを分かっているのみならず、戦前の日本がどこまでいっていたのかについての認識がどうも皆無のようですね。だって、そうでなければ日本には民主主義は合わないとか、戦争に負けたから悔しいけど押し付けられたといういつもの議論がこれほど長続きすることはなかったでしょう。

集団的自衛—やり方も中身も違憲

ではその辺にして、2に移ります。今話題の集団的自衛論、そのやり方と中身の両方、ここでもぜひ見極めていただきたい。やり方については、今日の私の紹介に憲法96条の会の代表というご紹介を頂きましたけれども、それはその通りです。

私は、元来内向きな人間でして、もっぱら大学の中で、大学は世間からなるべく離れているべきだという考え方の持ち主で、ずっと現役時代やってまいりました。世間から離れているからこそ、何か大事なときに、世間があるいは聞いてくれるかもしれない。もちろんこれは人それぞれのやり方があります。吉野作造という私たちの大先輩は「街頭学者」とまで悪口を言われました。それよりもきちんとした部厚い専門書を書くのが学者じゃないかと言われるほど一所懸命に外に出て、民本主義を説き、行動しました。大変私の尊敬する学者です。

吉野の場合は、なぜそこまでのことをしたかという、ひとつの事情もありました。当時の日本にないものを作る、お金がない人のための病院、それから親のない子供たちのための施設、そういうものを次々に作っていくんですね、自分が作っていくんです。どこからお金が出るわけでもない、もちろん理解ある経済界の人たちの援助もありましたけれども、それは主たるものではありません。結局自分が稼ぐんです。自分の原稿料をそこに注入する。東大を途中で辞職して朝日新聞の招きに応じたのも、そのことと無関係ではあ

りませんでした。ですからいろんな生き方がある、決して私は私の生き方が研究者のモデルだなんて言うつもりは全くありませんが、私自身はそうしてきたのが、去年の今頃、どうしても見ているわけにはいかなくて 96 条の代表なるものをやりました。

それにつけても皆さんお気づきじゃないですか、去年の今頃、安倍首相は憲法 96 条の縛りをもっと緩めてくれ、緩めればそれだけ国民が意思表示できるんだと。これこそ民主主義じゃないかと。そして後樂園球場に 96 の背番号までつけて (笑い)、ちょうど今頃じゃなかったでしょうか。

ところがどうですか、1 年たつか経たないうちに選挙と全く関係のない私的と称する懇談会に何かを書かせて、それで閣議で決めちゃおうという段取りになっているようです。96 条を緩めてどころじゃなくて、閣議で決めちゃうと。閣議も連立の相手がどう出るか分からないから、最近、私が責任者です、とおっしゃる。去年 1 年前には、憲法改正国民投票をしやすいすればするほど国民が声を出せるということを書いてきた。その立場と、もちろんご自身は矛盾を自覚しておられないだと思いますけど。

さて、そこで去年私たちが 96 条の会というものを、旗を掲げましたときに、日頃憲法 9 条を変えた方がいいということを熱心に説いてきた憲法学者の方もわれわれに賛成してくれまして、これは裏口入学だと言うんですね。私は非常に力づけられました、彼の参加によってね。

もっとも裏口入学というのは考えてみればちょっと誉めすぎじゃないか。裏口入学というのは、本当はよくないことをしているんだけどという自覚がありながら、裏から手を回して入学しちゃおうという話でしょう。ところがその後、私たちの目の前で展開しているのは、内閣法制局の人事を、慣例を破って入れ替える、それから非常に致命的な意味を持つ公共放送機関である日本放送協会の人事に、これも今までのやり方を破って手を突っ込む。

これはもう裏口じゃなくて表口から玄關破りをしている。そのこと自体、今までの戦後の国会ならば、国会の審議が止まるぐらいの大事件です。そういう行動をとるような議員たちを、これまで私たちは選びそこなってきたということになりますでしょう。

中身の話に入ります。現在の焦点は集団的自衛ですね。集団的自衛というコンセプトは戦後初めてできたのです。国連憲章の 51 条という条文があって最初のドラフトではなかったのです。どうして入ってきたのかという経緯は、非常にそれを詳しくフォローした研究論文もあるんですけど、ここではもちろん到底お話する時間はありません。

その背景を言いますと、戦前は、おおっぴらに軍事同盟というものが至る所にあったわけですね。ちょうど今年で第一次大戦勃発 100 年になります。

第一次大戦というのはセルビアの青年がオーストリア皇太子を暗殺したという事件が引き金になって、オーストリアがセルビアに最後通牒を発する。そのオーストリアと同盟し

ていたドイツ帝国、それからさらにドイツ、オーストリアと繋がっていたオスマン帝国、この 3 つの帝国群。オスマン帝国というのは今の中東を全部ひっくるめた、中心部はトルコですけどね。この 3 帝国が仲間で、それに対しセルビアの側についたのはフランスとロシアとイギリスです。

当時のヨーロッパというのは王室同士が結婚してますから、イギリスとドイツは親戚なんですよね。イギリスの王室とドイツ皇帝は親戚としても近かったのです。ロシア皇帝にはドイツからお嫁にいていた。

そういう関係にありながら軍事同盟同士が激突したのですが、出来事としては小さな事件がきっかけでしたし、戦争は大体すぐ終わるだろうと思われていました。

それが 4 年間にわたって歴大な犠牲を出す戦争となったのです。一番ぶつかったのがドイツとフランスで、それぞれが 200 万人規模の死者を出しているんです。ほとんどヨーロッパの中で 400 万のドイツ兵、フランス兵が血を流して息絶えているんですよ。

そういう凄惨な戦争が、軍事同盟のいわば自己運動みたいなものによって起こってしまったという教訓から、日本自身も主要国として国際連盟というものをつくりました。その日本が大陸侵略によって孤立し、脱退してしまいます。

二度目の世界大戦のあと、あらためて、そういうことをやっちゃあいけないというのが国連憲章の大前提だったのです。ところが国連憲章が最終的に採択される頃になってきますと、米ソの仲がどういうことになるのかという想像がつくようなものになってきました。やがて結局は片方では北大西洋条約 (NATO)、片方ではワルシャワ条約という、巨大な二大ブロックが出来てしまうことになります。

これはありていに言えば軍事同盟そのものなんですけれども、国連憲章の建前は、それはもう繰り返さないということで、集団的自衛権という新しい言葉で、集団的自衛権を行使する場合には直ちに国連事務総長に報告しなくてはいけないとか、そういう付随的なルールを作って、とにかく 51 条の中に押し込んだんです。

独立国家固有の権利ということがよく言われます。何をもち「固有」とするか。尖閣諸島どころか、普通、学者が問題にする意味でならば、沖縄ですら日本国の固有の領土ではないですね、琉球王国だったわけですから。それどころかヨーロッパで固有の領土を問題にし始めたら、どうしたってもう 1 回戦争をやんなくちゃいけない。アメリカで固有の領土を問題にするならば、いわゆるインディアンという人たちに国土を返してあげなくてはいけない。現に似たような考え方、運動がオーストラリアで起こっていますでしょう。ですから「固有」の何がしというのは幾ばくかの知性のある人なら使ってはいけない言葉なんです。

1 つだけ昨日今日の新聞に盛んに出ておりますので、付け加えたいのは、砂川事件最高裁判決が、忽然として、集団的自衛権行使容認を唱える側から出てきたことについて、やはり触

れておく必要がありますでしょう。まず法律論を申します。

法律論からすれば砂川事件で争われていたのは、そもそも日本の自衛隊の話ではありません。だから日本の自衛隊が集団的自衛権を行使できるかという話が出てくるはずはありません。大体そうでなければ 1959 年の判決ですから、それから何十年もの間、内閣法制局という法律の専門家の集まりが、砂川事件判決というのを知らなかったことになる。そんな奇妙な話はありませんでしょう。

それは法律家の了解としては、日本の自衛隊の話ではなくて、アメリカの戦力に日本基地を使わせることの憲法 9 条との関係です。

地方裁判所が違憲としたものに対し最高裁は憲法違反と断定しなかったんですけれども、その理由の一つとして、在日米軍の指揮監督権が日本にないからということを行っています。その一語だけからしても、日本の軍隊の話でないということは繰り返すまでもありません。

さてその上で、ですね、直接はアメリカの戦力についてなんですけれども、有名な言い回しがあります。「一見、極めて明白に違憲とは言えない」、というのが決め手の部分、キーワードなのです。ということは法論理として、裁判所から見て「一見極めて明白に違憲の場合には、断然違憲と言いますよ」という、そういう論理の枠組みです。この判決そのものは、安保条約でアメリカ軍がいるのは「一見極めて明白とまでは言えない」ということで判決としての結論は出しているのです。しかし、繰り返します、その「一見極めて明白に違憲の場合には裁判所はそう言いますよ」という枠組みを用意しているんです。その枠組みを今の集団的自衛権というテーマに当てはめてみましょう。そうしたらそれこそ「一見極めて明白に違憲」じゃないですか。

ですから現在集団的自衛権を正当化するために砂川事件判決を出している人たちは、自ら墓穴を掘っている、論理的には。論理が構わない人にとっては、それは何でも使えそうだというから出してくるというだけのことなのでしょう。

それからもう 1 つ、今までは法律論理の話を取って申したわけですが、政治的な観点からすると由々しき問題があります。前からそのようなことは指摘されていたのですけれども、ごく最近、しかも日本語で出た本の中で、詳細なアメリカ側の記録を探索した 2 人の著者によって、最高裁判決が出される直前に、当時占領は終わっていたはずなのですが、占領が終わっていたわけですから、それこそ独立国家同士であるはずのアメリカの外交当局、大使館を通してアメリカ国務省と密接な連絡を取り合った上で、この判決が出されたという事実が客観的な書類上の証拠によって明らかにされています。

ですからおよそ政治家として口に出せるような、政治家として自説を補強するために引き合いに出せるような代物ではないのです、あの判決は。それこそ、独立国としての権利と同時に義務を放棄して書かれた判決だということを私はどうしても申し上げておきたいのです。

「戦後レジームからの脱却」の意味するところ

さて 3 に参ります。現在政権を動かしている人たちは、社会民主主義者からナショナリストまでを幅広く揃えていた段階の自由民主党の中では、本当にマージナルな方たちでした。現首相はそのころから、何かにつけて戦後レジームからの脱却ということのスローガンにして参りました。そのことは何を意味するのだろうか。まず、もちろん日本国憲法からの脱却でしょう。

その日本国憲法は 9 条だけではないのです。2012 年まだ安倍総裁の下で自由民主党が野党であった時代に発表した自由民主党憲法改正草案があります。とりわけ今日お集まりの皆さんには日本国憲法の全体像を説明する必要はなかろうかと思いますが、決して 9 条だけじゃない。2012 年案は新しい条文（9 条の 2）で国防軍を規定しています。ところが集団的自衛権の問題は、自国が攻撃されていなくとも他国を助けるために反撃することですから、自国の国防に直接関係のないところにも出てゆく国防軍ということになります。ですから国防を超える国防軍にしたいというのが、今の集団的自衛権の問題だということをごひ頭に止めておいていただきたいと思います。もちろんそういう意味で、9 条は大問題です。

日本が 9 条を変えて堂々と軍隊を持ちたいという事は、他の国々からしてみればいいとも悪いとも言えないわけでしょう。日本国民が主権者として軍隊をちゃんと持てるようにしようと考えればそうなります。九条の会、他が頑張ってそれをさせない、というのが今の状況です。

しかし日本がどういう日本のありようをめざす中で、9 条を変えようとしているのかということは、日本の植民地支配を受け、軍事侵略に苦しんだ近隣諸国はもとより、かつての戦勝国であるアメリカ合衆国を含めて全世界の関心の対象にならざるを得ません。だからこそアメリカのオバマ政権も、それからましてリベラルな伝統を持つニューヨーク・タイムスやワシントン・ポストが、あれだけ強く、昨年の中韓首脳会談に反発したのです。アメリカ合衆国の公式的なコメントとして「失望した」という。外交上の約束事があるのです。高度なこういう言葉遣いはどの程度の非難になるのか、「失望した」という言葉は、日本語で言うとなんか軽そうに見えますが、大変重大な否定的評価を意味しているのです。

なぜかという、それは憲法 9 条を変えるということが、あの靖国参拝にシンボライズされているような、戦後世界システム、いわばポスト 1945 年の世界システムに対するノーということと重なる意味を持つからです。というのは、日本は平和条約の条文ではっきりと、極東軍事裁判所の裁判を受諾すると約束してあるのです。日本は受諾しているのです。しかし、その裁判で刑死した元指導者たちを祭神とする靖国神社参拝を公権力の保持者である首相が敢えてしたということは、平和条約では受け入れたけれども、本当は受け入れてないんだよ、という意思表示として、国際的に受け取られたということです。

実は今回の政権が発足したばかりの一昨年の暮れに、私がたまたま読んだ外国のメディアですが、「エコノミスト」というイギリスのまじめな週刊誌、日本で週刊誌というと何か先入観を持って受け取られますけれども、イギリスに限らずとにかくヨーロッパには非常にまじめな論壇誌とか論争誌とか政治誌、評論誌というそういう週刊誌がいくつもあります。

そのうちの1つである **The Economist** という雑誌が発足したばかりの新政権を称して、これを保守と見るのは本体を見誤ることになる、保守じゃない、これは保守政権じゃない、ラディカル・ナショナリストの政権、過激ナショナリストの政権だと書いていました。それも単なるレッテル張りじゃなくて 19 人の閣僚のうち 17 人は過激ナショナリストのシンクタンクのメンバーであり、10 何人は「みんなで靖国神社に行く会」の会員であるという、きちんとそこまで調べてそういう評価をしています。

しかし日本の新聞は、依然として現政権のことを保守化、保守化と言ってますね。私からいたしましてもどう見てもあれは保守じゃない、だからこそ自由民主党を、ともかくまっとうな保守政党と言っている面を持っていた時代の最後の総裁、河野洋平氏が、「世界」に書いてましたね、12 年暮れの総選挙の時。保守がなくなる、日本に保守がなくなるということに憂える文章を書いておられましたのは、非常に印象的です。

来年、2015 年という年の意味を皆さん考えてみてください。戦後ちょうど 70 年です。ヨーロッパでは 1945 年から数えて 50 年目の 1995 年、ちょうど 1989 年から 91 年までの間にヨーロッパの東半分に変動が起きましたね。それで、いったん東西の敷居が心の上ではなくなったでしょう。そのシンボルがベルリンの壁の解体でした。それがあって戦後 50 年になり 1995 年に戦勝 4 カ国、米・英・仏・ソ、もうロシアになってましたね、戦勝 4 カ国の首脳が統一を終えたドイツの大統領を招いて和解を確認しあった。これがヨーロッパの戦後 50 年でした。

さて、アジアの戦後 70 年は一体どういうことになるのか。来年の 8 月 15 日は一体どういうことになるのか。日本にとって相手は戦勝 5 カ国ですね、国際連合の安全保障理事会の常任理事国の 5 カ国です。その中でソ連についてはどうなんだという、ソ連との関係で日本が果たして戦敗国なのかという、我々にとっては重大な問題がありますけれども。しかしそれこそ法的に言えば戦勝 5 カ国でしょう、フランスも入ってます。英・米・仏・中、肝心の中国が入っている。おそらく中国は戦勝 5 カ国で記念の集まりをしようと言い出すでしょう。

そのとき日本はその戦勝 5 カ国に対してどういう立ち位置を示すことになるのか、来年の 8 月 15 日、それは日本の今後、先ほどの加藤登紀子さんのお話にもあったように、これからの 100 年単位の日本の命運を左右するような、その時期に現在の政権が現在の姿勢でその時期までいるのかいないのか、いるとすればおそらく大変なことになる。私たちの方

がどういふふうな対処をしたらいいのか。

横田喜三郎先生と井上ひさし氏のこと

終わりのところに行きましょう。皆さんのところにこれを配っていただきましたね（参考資料4）。これが書かれたのは1933年の10月です。33年というのはヨーロッパでヒトラーが政権をついに取った年です。この刷り物は東大の教授と学生で作っている緑会という学友会の雑誌です。

横田喜三郎という方は国際法学の大家で戦後最高裁長官をやられた方です。何よりも戦前徹底した軍事権力批判を貫かれた方として、いわゆる満州事変が起こったときに、大教室の講義で、「日本軍の行動は自衛権の行使とは言えない」といふふうに断定なさった。そのエピソード一つを紹介するだけでお分かりいただけるだろうと思います。この文章は「汝、平和を欲すれば、戦争を準備せよ」、積極的平和主義ですね（笑い）。これは世界大戦前にオーストリア帝国の陸軍省の扉にそう書いてあった。しかし、その結果、平和を準備したはずなのに、結局は、平和を欲したはずなのに、結局は戦争を準備したことになる、戦争を準備しただけでなく、大々的な殺戮戦をやっちゃった。

そこで戦後の不戦条約です。戦争放棄条約の話が出てきて、その時に「汝、平和を欲すれば、平和を準備せよ」。西洋人ですから両方ともラテン語で書かれております。我々が漢語で書くみたいなもの、古い中国の言葉で書くようなものですね。この二つの成句を紹介しています。これはそのこと自体、積極的平和主義なるものに対する私たちの回答でしょう。

それよりも、私がこのページをぜひ皆さんに見てもらいたいと思ったのは、なぐり書きの書き込み部分です。「横田先生、万歳！横田教授、頑張れ！頑張れ！横田喜三郎！」、私はこの雑誌を図書室で見つけてコピーしました。横田喜三郎という先生がさっき言ったような先生だということは、学生は十分に分かっているわけでしょう、講義を聴いていて。満州事変は自衛権の行使でないということを堂々と断定しちゃうような方だということです。ですからやがて迫り来る戦争の臭いを嗅いだ、兵隊に引っ張られていく立場にある学生が思わず書き残した。2人別の人が書いてますね。おそらく生きて戦地から帰られたのか、あるいは「頑張れ、横田喜三郎」と書き残したまま、ガダルカナルで、あるいは南太平洋で命を終えた学生だったか。そこをぜひ見て取っていただきたいので、敢えて1ページコピーした次第です。それが横田喜三郎という件です。これは1933年。

それから1986年に井上ひさしが書いたのは他にもありません、これはちょっと長いので敢えてコピーはお願いしませんでした。1986年という年号から皆さん連想してください。チェルノブイリはこの年の春です。その6月に仙台で、今は亡い井上ひさしが、「企業と文化」という講演を頼まれて話したその記録が「東北の進路」という雑誌の86年8月号に載

っているのです。

経済界の人たちが作家を呼んで話を聞くというのは、今もよくあるでしょ、そういう一環です。このときのテーマは「企業と文化」です。主催は仙台の地元紙である「河北新報」それで場所は東北電力ホール（笑い）。「東北の進路」という雑誌の実際上のスポンサーは、東北6県最大の企業である東北電力です。そこに載っている「企業と文化」という講演で、井上ひさしは正面から原発問題を取り上げた。それはチェルノブイリを受けてですね。ちょっと要所、要所だけご紹介しましょう。

「確実な数字を申し上げますので、あとはそれを皆さんがどう解釈なさるかそれは自由に任せます。日本の企業はこういうことだといういくつかの例を申し上げたい。僕はどの企業にも属していませんので勝手なことを言いますけれども、皆さんはどこかの企業にいらっしゃるわけですから、「この壇の上と客席の間には緊張が生まれると思います。」前置きがこうです。「決して悪意があって言うわけではありません。皆さんもこの1時間ばかり、暫し、企業を離れて一個の人間として考えていただければありがたい。」これが前置きなんですね。他の話もしたうえで、原発に入っていきます。

「それで、これは大きな声では言えませんが、電気は余っておりますですね、実は原発は要らないんです。ただアメリカが売ってくるウランなどの原料を買わなければならない。原料に合わせて原発を作らなくちゃならないんですね。つまりほとんど国家を代行するような大企業が高価なおもちゃ、僕に言わせると原発というのは、20世紀最大のフィクションですね、やらせです」、というふうが続いていきます。もちろん彼らしく途中には思わず、やられる側の方もニコリとしてしまうような、難しいことを分かり易く、分かり易いことを深く、深いことを楽しくというその一端は、随所随所に出ていますけれども。

こういう非常にシリアス極まりないことを問題にして、一番最後の方に行きます。「くどくなりますけれども、我々が本当に一大勇気をもって冷静になって、おかしいことをおかしいと言っていくしかない。皆さんも企業と関係して生きていくわけですが、今の段階よりもっと悪い方に進まないように、人間の本当の知恵というものを探していかなくちゃいけない。『企業と文化』という平和な題名は通用しない時期だということを最後にあいつは言ってたど、思い出してください。皆さんの人間としての部分と、僕の人間としての部分がお互いに手を組み合って、なんていって本を買ってくれと言っているんじゃ押し売りになってますが」、もう一度、一番最後。「何か、冷や汗が出まして、『企業と文化』という題が、こんなにつらいとは思いませんでした。どうもありがとうございました」と井上ひさしは言っています。私はこういう友人を持ったということを誇りにしております。（拍手）

面を上げ、言いにくいことを言いにくい場で言うということ、もちろんそんなこと、彼はとにかく高名な作家ですからそれが出来る、と思う方もいるでしょう。しかし高名な作家でも時局便乗的なことを言っている人は多いのです。しかし彼の場合には誰にも所属していないという自分のプライドがこういうことを言わせたのでしょうか。全く同じような行

動を私たち皆さん一人ひとりが実際に取れるかどうかは別として、人間たるものは、こうでなくちゃいけないということを教えてくれてるんじゃないでしょうか。

彼の最終の小説『一週間』という、けったいな色んな中身が入っている小説ですが、これは彼の没後に一冊の本になって、それに大江健三郎さんが長い書評をいたしました。その書評の中で、大江さんは、この小説の主人公—作者の父君の生き方が創作の中に反映していると思はれるのですが—の中に、「人間を・また人間として、辱かしめ・辱かしめられてはならぬとする気質」を読み取ってしています。人間を辱かしめてはならない、人間として辱かしめられてはならないという気質ですね。これは確かに、彼の講演にも如実に現れているように、井上ひさしそのものの作家として人間としての気質に他ならないと思います。

私を含めて私たちがどこか心の片隅に同じような気質に少なくとも近づこうという想いを、皆さんと共有しながら、この非常に難しい時期に対処していったらな、今日の皆さんとの出会いを感謝しています。 ありがとうございます。 (大きな拍手)

質疑に対する応答

与えられた時間が 20 分ですので、これ (約 20 の質問書) を紹介するだけで 20 分では足りませんから (笑い)、残念ながら、それぞれのご質問に答えるという形では発言できません。

そこで、いろいろ論理的な詰めをしなくちゃいけないような点についてのご説明 (質問) もあるんですけども、何しろ皆さんお気づきのように相手には論理がないんですから (笑い)、もっと時間があるときは別として、20 分という貴重な時間の使い方としては、そっちのほうの話に入ることは敢えて止めておきます。

それで、一番最後に、一体 2015 年 8 月 15 日には日本がどういうことになっているだろうか。なってるじゃなくて、皆さんお一人お一人で、私も含めて、どういう方向に少なくとも 1 ミリでも 5 ミリでも 10 センチでも近づけていけるのかということだと思いますね。世界中が日本を見ているのは、さっき不十分ながら申しましたように 2 点だと思います。

戦後の世界秩序を現政権は否定しようとしている

一つは、何と言ってもポスト 1945 年の世界秩序を、日本がひっくり返そうとしているんじゃないか、ということですね。世界中が、とりわけ近隣諸国である中国、韓国が一番神経を尖らしているところでしょう。もう一つの点は、かねがね今の政権が価値観を共有すると言っているアメリカやイギリスやフランスという国々、先週も、というより数日前も安倍首相はヨーロッパ諸国を歴訪しました。まあ、ありていに言えば、中国は悪いやつで困っているんだ、価値観を共有する我々自由民主主義でなんとか抑え込まなくてはならないと。

私は中国の現状を肯定しているわけじゃありません、逆です。日中平和条約を読み返し

てみましょう。そうすると両国は“ともに覇権を求めず”とちゃんと書いてあります。日本は覇権を求めない、ということで一生懸命やってきたんでしょ、先ほどの加藤登紀子さんのお話にあったように。その反面、よからぬことも無いわけではないけど、経済侵略と言われるようなことも含めてですね。

しかし覇権を求めず、という点では誠実にやってきました。それは国民の力だと思えます。国民と憲法の力だと思えます。今までだって政権が勝手に閣議だけで決めていたら何をやってたか分かりません。繰り返しますけど、しかし覇権を求めないで来た。ところが、最近の中国はどうか。政府、及び政府より恐いものは突出した一部の民衆です、漁船に乗っている人たちなんかも含めて、明らかに覇権を求めていますね。

ですから本来、日本は約束したように「覇権を求めず」に反するじゃないかということをおっしゃるわけじゃないし、言える立場にあるはずなんです。でも、そういう考え方は今の政府担当者には全然ないようですね。日本自身が戦後から「脱却」しよう言っているのですから、それを言える立場にない。

そういう意味で私は中国の現状を全て肯定しているわけじゃないということをおっしゃりますが、それでも中国、韓国が日本に対して突きつけている、我々が受け止めなくちゃいけない問題、というのは戦後の世界秩序、アジアにおける世界秩序を改めて否定するのかもしれないことなのでしょう。それが靖国の問題であり、俗に言う慰安婦問題です。

第一次大戦後のドイツは、大戦後の世界秩序をあからさまに否定しようとしてナチスを担ぎ第二次大戦を起こしたわけですからね。第一次大戦後の、日本でも論壇・学界では名前が知られているカール・シュミットという人が書いたパンフレットの題目が、「ヴェルサイユ、ワイマール、ジュネーブ」という題目なのです。

何を意味しているか。ヴェルサイユ平和条約の屈辱、負けてそれこそ押し付けられたわけですから。敗戦によって不本意ながら作ることになったワイマール憲法。そうして戦後世界秩序を形作る国際連盟、国連の前身の国際連盟、これの本部がジュネーブにある。ですから「ヴェルサイユ、ワイマール、ジュネーブ」という表題は、いみじくもすごくショッキングなキャッチフレーズになっているのです。

日本ではヴェルサイユに対応するのがミズーリ号でしょう。今日お集まりの世代の皆さんには説明はいらないと思います。それからワイマールに対応するのがもちろん日本国憲法でしょう。ジュネーブに対応するのは、国連憲章を日本の降伏を目前にして世界51カ国が署名した1945年6月のサンフランシスコでしょう。自衛隊を海外に出す課題についても、まず出てきたのは国連憲章ですけれども、最近の議論では国連憲章は出てきません。実は出てこないのが、今の政権の目指す方向からすれば理屈に合っているでしょう、その方向からすればです。だって国連憲章では、いまだにドイツと日本は、名指しではありませんけれども旧敵国という表現で国連憲章の中で扱われているのですからね。そういう戦後秩序のトータルな否定を本気でやろうとしているんじゃないかと、我々自身

から言えば濡れ衣もはなはだしいわけですが、そういう疑いの目で見られているのです。

現在の政権、とりわけ政権の応援団の言説は国内だけと思って安心して発言しているのかもしれませんが、直ちに横文字になって世界中に知られていますからね、ということです。

さて、もう一つの方は、ありていに言って中国や韓国の人たちがあまり関心のないことでしょう。価値観を共有していると自ら言っているはずの日本が、実は我々の価値観とどうもそぐわないんじゃないかということ、これはとりわけアメリカです。アメリカ、イギリス、それからフランスですね、戦勝 5 ヶ国の中では、この 3 ヶ国です。ロシアはそんなことにあまり関心がないですね、商売には関心があるかもしれませんが。この 3 ヶ国にとっては先ほども申し上げているような戦後秩序の否定が、同時に彼らにとっては自分たちの価値観を否定されことになる、という関係にあります。靖国がそうです、それからいわゆる従軍慰安婦の問題がそうです。

戦後間もない頃、当時の西ドイツでヒトラーのやったホロコースト、ああいうことが初めて公に大きく問題になったときに、犠牲 500 万か、300 万かの論争が有るんです。500 万じゃない 300 万なんだという議論があつて、怒り以前に失笑を買ったのです。

日本の場合には、たとえば南京虐殺で言えば何十万か何万かという、論争と言つてはいけないような議論ですね。それから従軍慰安婦と言われる人々にとっての強制の度合いがどれぐらいであったか。やましいことをしたときに証拠になる書類が残っていない、書類が残っていないことを、おおっぴらに言い募る議論の仕方ですね。これはそのこと自体、戦後価値観の具体的な否定ですけれども同時におよそものの考え方、およそ世の中のことについて、ものを考える基本的な価値観の違いを暴露することになるのじゃありませんか。

個人の尊重を否定する自民党改憲案

という問題があるところへもってきて、今日お話しをする時間がありませんでしたけれども、2012 年 4 月発表の野党時代の自由民主党の改憲案です。そのポイントは、先ほどそこまでは言いかけてましたが、9 条だけの話ではない、どういう全体の社会像を考えるか、その中で 9 条が出てきている、それが一番シンボリックに現れているのは憲法 13 条と前文です。

憲法 13 条について日本国憲法は「すべて国民は個人として尊重される」と書かれています。個人という言葉がはっきり出てきています。全て国民はと書いてありますけど、そんなら外国人は煮ても焼いても構わないのかということとそうじゃありません。憲法というのは国民主権とその上に成り立っている国家というものを単位に想定して議論していますから国民という書き方になっているんで、それぞれの問題についてここには国民と書いてあるけど居住者一般を含めるのか、あるいは含めないのかという議論が法的に問題になるわけで、国民に限定しているわけじゃない。とにかく個人として尊重されると書いてある。

先ほどちょっと申しましたように、明治の初めから個人の、自主独立の個人というものがなければ、文明開化の世界になっても駄目なんだよ、というあの「個人」がようやく憲法の中にちゃんと書き込まれたのが 13 条なのです。その 13 条を取り上げた改憲案では、相当困ったんでしょうね、「人」という言葉にしているのです。人、サルとか犬ではない人、植物でもない人。おそらく「個人」が嫌いな人は人間ということを考えそうなんですけど、多少知恵のある人がいて「人間」という日本語を出すのと戦後のドイツの憲法、最初は西ドイツだけでしたけど、今は全体の憲法、「基本法」という名前ですけど、その憲法の第 1 条に、一番重要な第 1 条に「人間の尊厳」という言葉が出てくるのです。

ドイツは、国民主権より前に人間の尊厳を第 1 条に置きました。国民主権というのは国民が決めるという、決め方の話でしょう。人間の尊厳というのは国民が決めるにしても、決めていけないことがあるよ、ということです。憲法には人間の尊厳と書いてあるのですけれども、その他具体的な法律とか憲法裁判所の裁判例でもって、もっと具体的に項目が挙っています。EU、ヨーロッパに共通する条約でも人間の尊厳という言葉を引き取って使っていて、しかもヨーロッパ規模では具体的な死刑廃止までも人間の尊厳の中に列挙されているのです。ですから、そういうすではっきりとした意味合いを持つ人間という言葉を使うと、もう早い話、死刑廃止論にまで、議論はいく可能性を内在した言葉になるでしょう。ですからやはり人間は困るということになって仕様がなから「人」になったんだと思います、これは推測ですけど。

と言うふうに、「個人」という言葉を敢えて外すという選択をする人たちの改憲案なのです。それからさらにその心配を裏付けるのは、既にご承知の方も多いでしょうけど前文の書き換えです。全部差し替えです。なぜそうするのかという Q&A の説明を読みますと、今の前文は天賦人権ぶり、「ぶり」という言葉を使っていますね、ですから若い人が書いたのかな、天賦人権ぶりの規定だからいけないと書いてあります。おそらく、天賦人権というのは西洋の思想だという、だから押し付けられてというところに結びつくんでしょうけど。表現は別として、人間がそれぞれの法律で定めるかどうかを超えた大事な価値があるんだという思想は、もちろん日本だってなかったわけじゃない。お天道様があったわけですからね。

要するに、何か人間が決める決まりを超えた何か大事な価値というものがあるんだよ、という考え方を結局否定することになっちゃってる。これはそういう人たちにとってもおかしい筈ですけどね、そういうのがなければそういう人たちだって困るわけですから、おかしいんですが。

おそらくこれも私の推測では、草案を作った人の主観的な頭の中では天賦人権というのは西洋のものだ。だから西洋風なものはいけない。だから書き換えるということを出てくるのは天皇を戴く国家、歴史、郷土、国というふうなものですね。要するに個人はいけない、天賦人権はいけないということになりますと、果たしてそういう基本法を作る国、日

本という国は、我々と価値観を共有しているのだろうかという、その非常に深刻な疑念が先ほどの「失望」という、外交上めったに使わない言葉遣いになって現れているのだと思いますね。

私が、フランスの女性のジャーナリストですけど、彼女にこの憲法草案なるものを説明して前文のいくつかの単語を読み上げたら、それはフランスだったら、あのヴィシー政権の標語と同じじゃないかというふうに言いました。ヴィシー政権というのは第2次大戦でヒトラーに攻め込まれていち早く手を上げちゃって、それでヒトラーに従属する政権を、パリはナチスに直接占領されていますから、ヴィシーという中南部の温泉場ですね、そこに政府が移ったわけで、それがヴィシー政府です。ヴィシー政府の標語は国、家族、労働です。労働というのは日本では出てきそうもないんですが、なぜフランスで労働が出てきたかということ、手を組むことになったナチスの正式の名前は皆さんご承知のようにドイツ民族社会主義労働者党というんですからね。その頭文字をとってナチスと、まあその系譜ですね。ヴィシー政権はフランス革命以来の自由・平等・友愛というこの三つをやめて、祖国・家族・労働にした、これはよく知られていることです。相手がフランス人の記者でしたから、すぐにそれを連想して、なんだ我々にとってはあの深刻な体験であるヴィシーを連想しますね、という反応がありました。

私はまだ紙面になったものを読んでいませんが、昨日か一昨日のニューヨーク・タイムズの社説（5月8日電子版）が重要なことを言っています。アメリカの国益からすれば集団的自衛権を日本がどんどん進めてくれればありがたいわけで、お金と人員の負担がアメリカにとっては減るわけですからね。そうなんだけれども、それを閣議決定という方式で憲法を捻じ曲げようとしているのに憂慮するというのがニューヨーク・タイムズの社説です。正に価値観を共有する筈の日本で、何か起きてるんじゃないかという心配の表明です。アメリカは冷戦時代に、ソ連に対して対抗するために価値観を共有しない国々と組んできました。それがツケとなって外交上だんだん破綻をきたしている。まさか日本はそうはならないだろうなということです。日本をそうさせないために一緒に、やってみましょう。（拍手）

巻末資料

講師レジュメ

朝日新聞1926年5月2日一面（第7回メーデー）

朝日新聞1936年5月2日一面（戒厳令下特別議会招集）

東大緑会・会報（1933年10月）“頑張れ！横田喜三郎”